

ごあいさつ

本市では、平成30年に「小美玉市生涯学習推進計画」を策定し、この5年間、市民の皆様のご支援・ご協力をいただきながら、誰もが生涯学習、文化・芸術活動に参加できる環境づくりに取り組んでまいりました。



この間、市民ニーズは多様化し、人口減少や少子高齢化の進行、情報技術の急速な発展、新たな感染症の流行など、私たちを取り巻く生活環境は大きな変化に直面しました。

そのような中、「人生100年時代」に向けて、誰もが生涯にわたって、いつでも自由に学ぶことができる生涯学習社会の実現が求められています。また、持続可能な開発目標であるSDGsには、「質の高い教育をみんなに」という目標が掲げられており、生涯学習におけるSDGsへの取り組みを充実させていく必要があります。そのため、これからの社会情勢を踏まえつつ、誰もがその生涯を通じて主体的に学び、成長する機会を提供するため、生涯学習の環境づくりは、今後さらに重要性を増していくものと考えます。

今まで取り組んできた4つの基本方針と14の施策体系に関して、現状と課題を評価検証し、本計画の最終年度である令和9年度に向けて各取り組みについて見直しを行いました。

本計画の基本理念である「市民に寄り添う、市民がふれあう、市民の心が豊かになる 生涯学習」の実現に向けて、市民と行政、関係機関との協力のもと、生涯学習のための各種施策を着実に推進してまいりますので、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の改定にあたりまして、市民の皆様をはじめ、関係諸団体の方々から多くのご意見やご提言をいただきましたことに対して心から感謝を申し上げます。

令和5年3月

小美玉市長 島田 幸三

小美玉市生涯学習推進計画(改定版) 目次

第1章 策定方針

1 計画策定の目的	2
2 計画の期間	2
3 計画の位置付け	2
4 計画の策定体制	3
5 計画策定にあたっての基本的考え方	4
6 計画とSDGsの関係	4

第2章 生涯学習を取り巻く概況

1 生涯学習社会、文化芸術政策をめぐる動き	6
2 小美玉市の生涯学習の現状と取組課題の整理	9

第3章 計画の基本方針

1 基本理念	16
2 基本方針	17
3 施策の体系	18

第4章 基本施策と基本方向

基本方針Ⅰ 生涯学習社会の実現	20
基本方針Ⅱ 知識の醸成と価値創造の場の充実	41
基本方針Ⅲ 次代を担う青少年の健全育成	49
基本方針Ⅳ 文化芸術の創造・発信	61

第5章 計画の推進

1 推進体制	78
2 協働による計画の推進	78
3 進行管理	78

資料編

1 策定経緯	80
2 小美玉市社会教育委員兼公民館運営審議会	82
3 小美玉市教育振興基本計画等策定委員会	86
4 諮問書	88
5 答申書	88
6 参考資料	89

※本計画の表記では、基本的に「障がい」「子ども」を使用します。例外として固有名詞で使用している場合は、「障害」「子供」の表記としています。

※本計画に関連する法令・条例等の改正があった場合は、改正後の条項に読み替えるものとします。

.....

◆ 第 1 章 策定方針

.....

1 計画策定の目的

「小美玉市生涯学習推進計画」は、生涯学習の振興を図り推進体制を整備するための基本的な計画であり、「小美玉市総合計画」や「小美玉市教育大綱」と整合を図りつつ、本市の生涯学習に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としています。

なお、平成30年3月に連携して策定した「小美玉市教育振興基本計画」、「小美玉市生涯学習推進計画」、「小美玉市スポーツ推進計画」の3つの計画のうち、「小美玉市教育振興基本計画」が計画期間の中間年度をむかえることから、この間の社会情勢の変化や新たな課題に対応するため、改定を行いました。また、「小美玉市生涯学習推進計画」、「小美玉市スポーツ推進計画」においても「小美玉市教育振興基本計画(改定版)」の策定に合わせ、必要に応じて見直しを図りました。

2 計画の期間

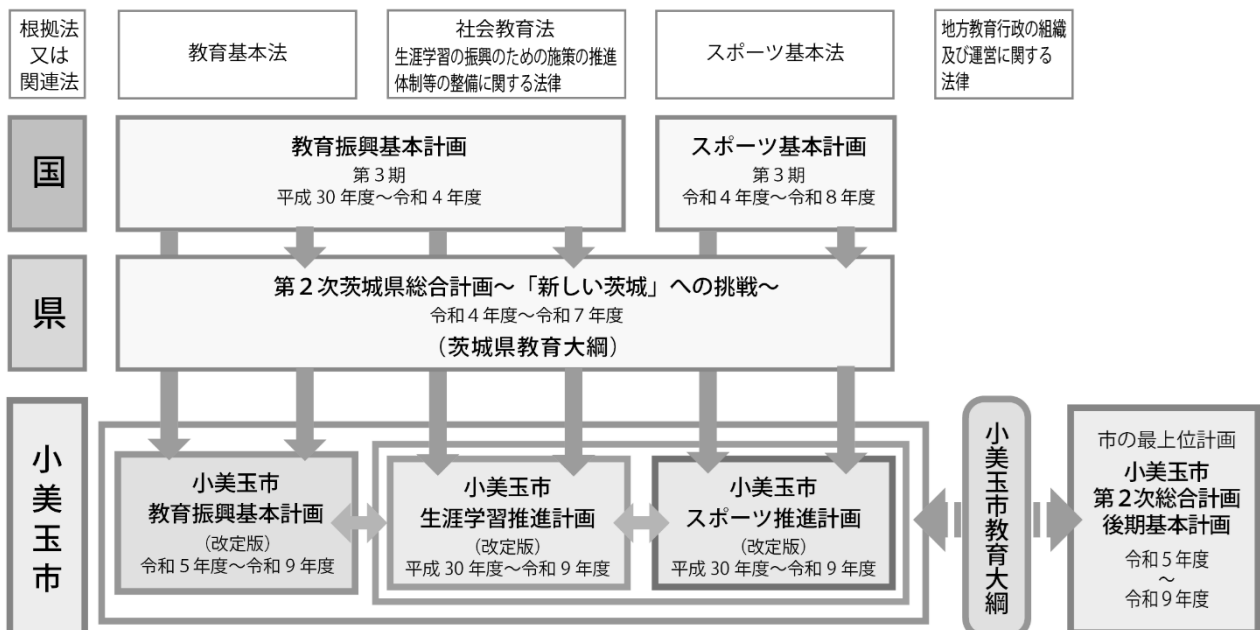
「小美玉市生涯学習推進計画」は、平成30年度から令和9年度までの10年間を計画期間としていますが、必要に応じて見直しを図るものとしていることから、「小美玉市教育振興基本計画」の改定に合わせ、改定を行いました。

	平成30年度	令和元年度 (平成31年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
小美玉市生涯学習推進計画	▶ 計画期間 (10年間)									

*教育振興基本計画の見直し等に合わせ、必要に応じて見直しを図る

3 計画の位置付け

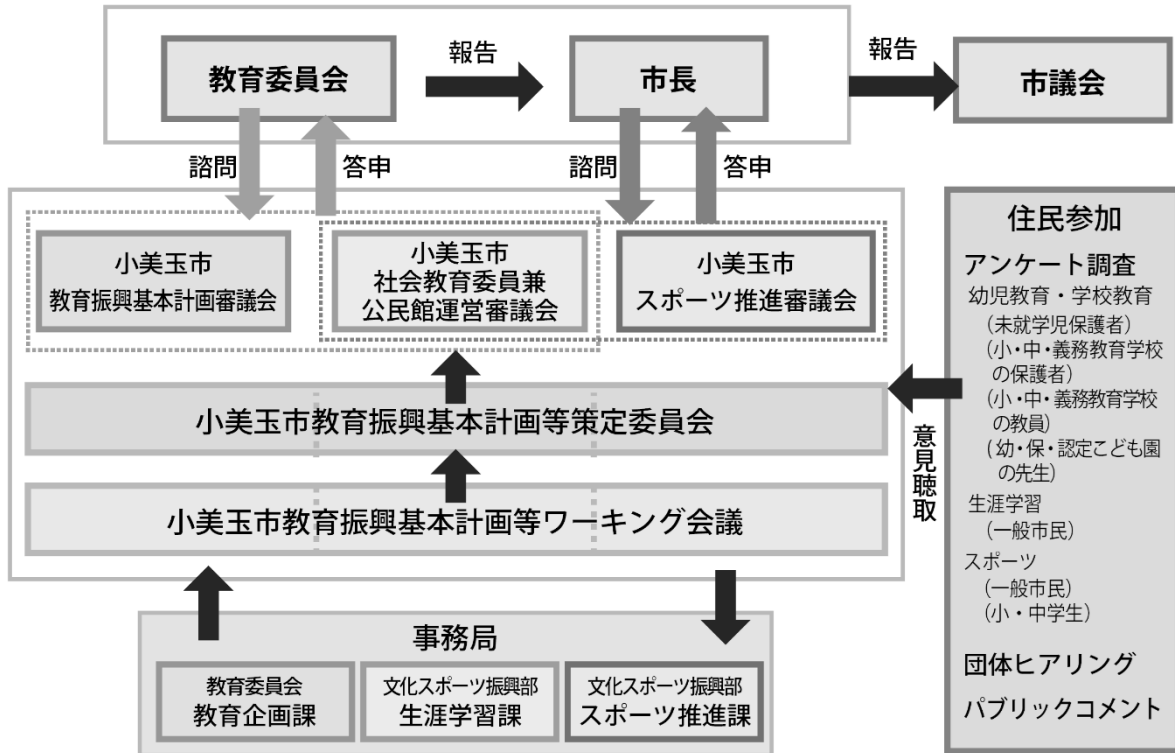
「小美玉市生涯学習推進計画(改定版)」は、国の方向性及び「茨城県教育大綱」の内容を踏まえ、「小美玉市第2次総合計画 後期基本計画」及び「小美玉市教育大綱」と整合を図りました。



4 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、教育長と関係部長で構成する「小美玉市教育振興基本計画等策定委員会」及び関係各課職員で構成する「小美玉市教育振興基本計画等ワーキング会議」により市内の調整を図り、審議会において審議を進めました。

また、住民参加としてアンケート調査、団体ヒアリング、パブリックコメントを実施し、意見を聴取して本計画へ反映させました。



5 計画策定にあたっての基本的考え方

- 本市の生涯学習の推進に係る具体的な施策・事業を示す計画として策定します。
- 「第3期教育振興基本計画(文部科学省)」及び「中央教育審議会生涯学習分科会」などにおける議論の整理、「茨城県教育大綱」及び県の生涯学習施策の方針を参酌した計画とします。
- 本市の生涯学習の現状、本市を取り巻く社会情勢、市民ニーズを反映し、本市の実情に合わせた計画とします。
- Society5.0に向けたこれからの生涯学習・社会教育の在り方を検討し、デジタル化をソフト・ハード両面で取り入れる計画とします。
- 生涯学習におけるSDGsへの取組を計画に盛り込みます。
- 計画期間10か年の中間年の見直しであることを踏まえ、教育振興基本計画の部門別計画としての性格を踏襲しつつ、基本的な理念や計画の体系については継続するものとします。
- 計画の見直しにあたっては、平成30年3月策定の計画を補完する形で、生涯学習に関する背景や課題、施策等の修正及び追記を行うものとします。そのため、本計画に掲載する「市民アンケート」及び「ヒアリング」は、平成28年度に実施したものと なっています。なお、見直しにあたり、新たに実施した令和3年度市民アンケート、令和4年度ヒアリングについては、各実施年度を記載しています。

6 計画とSDGsの関係

持続可能な開発目標(SDGs:Sustainable Development Goals)とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年を年限とした国際目標です。17のゴールと169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っており、普遍的なものとして全ての国で取組が進められており、本市においても、SDGsに積極的に取り組んでいるところです。

本計画においては、施策体系の大きな柱である基本方針とSDGsとの関連を明らかにし、SDGsの目標を踏まえて生涯学習施策を推進していきます。

■本計画が目指すべき主なゴール

